第四次箕面市子どもプラン概要

1. 第四次箕面市子どもプランとは (法的位置づけ)

- ◆ 令和元年度末で計画が終了した「第三次箕面市子どもプラン」の後継計画として策定
- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 上記4つの計画を「第四次箕面市子どもプラン」に位置づけ、本市の子ども・子育て支援 施策を幅広く記載している。

2. 計画体系における位置づけ

- ◆ 子ども・子育て支援分野の個別計画
- ◆ 関連する以下の条例・計画等と整合性をもったものとして定めている。
 - ・箕面市子ども条例
 - ・箕面市まちづくり理念条例
 - 箕面市市民参加条例
 - · 箕面市非営利公益市民活動促進条例
 - 箕面市人権宣言
 - · 青少年健全育成都市宣言
 - ・箕面市人権のまち推進基本方針

- · 新箕面市人権教育基本方針
- · 箕面市人権保育基本方針
- 第3次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお 'N' プラン)
- 箕面市障害児福祉計画
- ・箕面市男女協働参画推進プラン
- 箕面市国際化指針
- 箕面市就労支援基本計画

3. 計画対象

◆ 18歳未満の者(児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条、箕面市子ども条 例第2条)

4. 計画の期間

◆ 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年計画

5. 計画の基本理念と施策の基本方向

- ◆ 基本理念:「子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして」 (箕面市子ども条例、第三次箕面市子どもプラン)
- ◆ 上記理念の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進
- ◆ また、4つの基本目標の実現に資する施策の基本方向として、各取組を8つの施策体系 に分類し実施

~子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして~

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり 安心して子育てができるまちづくり

子ども・子育て支援事業計画

家庭・地域における子育て環境の充実

- 1家庭・地域における子育で支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5情報、相談体制の整備
- 6地域コミュニティの形成
- 7子どもの人権に関する啓発

保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 サービス提供区域
- 2 就学前保育・教育サービスの提供量
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供量
- 4 就学前保育・教育の質の向上

子育て世代に対する労働環境の整備

- 1 男女協働参画への取り組み
- 2 労働環境の整備

子どもの遊び場づくり

- 1子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり
- 3 放課後子ども総合プランの推進

子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3子どもの社会参加の促進
- 4 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 5 子どもの読書活動の推進

教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5次代の親の育成

健全育成と自立支援

- 1自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進